

就業状態に関係なく高い貧困率となっている（図8）。

こうした経済的に困難な状況に子どもに対して、税や社会保障による支援が各国で行われているものと思われる。これらの施策の効果を、市場所得ベースの貧困率と可処分所得ベースの貧困率との比較により計ることができる。その結果から以下のようない傾向が明らかにされている。ひとり親無職世帯や両親のいる無職世帯の子どもの貧困率は、可処分所得ベースでも20~80%の水準に達している。その一方で市場所得ベースでは80%を超える水準にあり、税や社会保障が子どもの貧困率を引き下げる効果を発揮していることが分かる。特に、北欧のデンマーク、フィンランド、スウェーデンではその程度が顕著である。我が国は、アメリカやイタリアと共に市場所得ベース、可処分所得ベースともに貧困率の水準は大きく変化はしていないことが分かる（図9）。

6. 高齢者の所得格差

高齢者の経済状態について、我が国については①平均所得は現役世代と遜色のない水準にあること、②所得格差は現役世代よりも大きいこと等が明らかにされている¹⁷。これまでにはデータの制約から、我が国を含めた形での高齢者の所得格差の国際比較は少ない¹⁸。今回の研究では、高齢者の所得格差についても我が国を含めたOECD加盟国間での比較分析が行われている。その主な結果を見てみたいと思う。

（1）高齢者の所得水準

前期高齢者に相当する65~74歳の所得水準を、高齢期に近く所得水準も高い51~64歳の所得に対する割合で見ると、各国ともどの年次においても70~90%程度の水準に達している。特にオーストリア、ポーランド、トルコでは90%の水準に達している。時系列での変化を見ると、多くの国ではその割合はわずかに低下する傾向がある。我が国の位置を見ると、前期高齢者の所得は51~64歳の80%程度の水準にあり、時系列で見ても安定的に推移している。この水準は2000年頃で見た場合、デンマーク、フィンランド、スウェーデン等よりも高く、カナダ、フランス、ドイツ、アメリカと同じ水準にあることが分かる（図10）。

（2）高齢者を取り巻く背景（所得格差につながるもの）

高齢者の所得格差の背景を考えるとき、①どのような家族構成で暮らしているのか、②何を所得源としているのか、が重要になるとしている。①は同居家族からの世帯内所得移転の他、世帯員（高齢者自身を含めて）の就業状況の違いが高齢者の所得格差の背景になるとしている。②については、社会保障と財産所得（私的移転）が高齢期の所得保障に重要な役割を果たすものであるとしている。

¹⁷ 厚生省（2000）、小島（2001）、内閣府（2002）、清家・山田（2004）等で明らかにされている。

¹⁸ OECD（2001）、山田（2002）、白波瀬（2002）等があるが、研究例は少ない。

高齢者の世帯構造を、世帯主年齢 65 歳以上の世帯の世帯構造¹⁹で見ると、平均して 3 分の 1 程度の世帯が一人暮らし世帯であり（北欧等では 40% を超える）、その多くが無職世帯である。これらの世帯にはより高齢の女性が所属している場合が多く、経済的に不利な状況にあるのではないかと分析している。大人 2 人以上の世帯（高齢夫婦の世帯や三世代世帯等）の割合はポルトガルで 80% を超える一方で、北欧では 60% 未満となっている。我が国は、大人 2 人以上の世帯に住む高齢者が多く、一人暮らしの世帯は 1 割程度となっている。これと類似の世帯構造を示しているのはメキシコ、トルコである（図 11）。

高齢期は就労からの引退期に入るため、高齢者の所得源として、社会保障給付と財産所得の役割が大きくなる。OECD 加盟国の平均的な傾向を見ると、前者は所得の 6 割、後者は 3 分の 1 を占めているものとしている。時系列では社会保障給付のウェイトが若干低下しており（我が国やノルウェーでは逆の傾向）、財産所得のウェイトが若干上昇している。各国別に見ると、社会保障給付と財産所得がどの所得階層に分配されているかを、疑似ロレンツ曲線で見ると、社会保障給付は所得がもっとも均等に分配された状態を表す 45 度線近くを走っているが、財産所得は大きな弧を描いている。その程度は可処分所得よりも大きい（ポーランドやフィンランドでは可処分所得に近いところに分布）。そのため、社会保障給付は中低所得層で手厚く分配され、財産所得は高所得層に手厚いことが分かる。我が国は、社会保障給付は 45 度線を少し離れたところに位置しており、財産所得は可処分所得よりも大きな弧を描いている。これより社会保障給付は所得格差を拡大させない方向に寄与しており、財産所得はその逆の方向に寄与していることが分かる。ただし、社会保障給付が現役時代の所得（保険料）の水準を反映する制度を有している場合、現役時代の所得格差が高齢期になっても持ち込まれることがあるとしている（図 12）。

（3）ジニ係数と貧困率

こうしたことを念頭に置いて高齢者のジニ係数を見ると、全体として現役世代のジニ係数よりも低い国が多くなっている。我が国の場合、アメリカ等と並んでこれに当てはまらない国とされている。時系列の変化を見ると、多くの国では 1980 年代半ばから 2000 年頃まで安定的に推移している国が多いことが指摘されている（アメリカ等ではわずかながら上昇）。我が国は高齢者のジニ係数は安定的に推移している国に分類されているが、1990 年代後半から 2000 年頃についてみると若干低下しており、高齢者のジニ係数については、他の OECD 加盟国と異なる様相を示している（図 13）。

高齢者の貧困率は、前述の子どもの貧困率よりも高く、平均で 14% 程度となっている。時系列では、その水準は各國で安定している。我が国の場合、高齢者の貧困率は 20% 台前半となっており、平均値を上回る。しかし、アメリカやオーストラリアと同じ程度である

¹⁹ この場合、非世帯主の高齢者（世帯主が子ども等の若年者）が含まれない他、高齢世帯主と同居している若年層が含まれてしまう。高齢者の家族構成を国際比較すると、欧米では一人暮らしや夫婦だけで暮らしている者が多いため、日本や韓国では三世代同居が多くなる。詳細は内閣府（2002）参照。

こと（2000年頃）、ギリシアなどで30%を超える水準に達していることなどから、我が国の高齢者の貧困率が突出して高い訳ではないといえる（図14）。

7.まとめ

上記の結果をまとめると、以下のようなになる。

- ① OECD加盟国の中でも中位にあり、所得格差拡大のテンポも諸外国と比べて緩やかである。よって、我が国の所得格差が突出して大きい訳ではない（ただし、G7諸国限定では高い水準にある）。また、貧困率についてもほぼ同様の傾向が見られる。
- ② 現役世代の所得格差は、年齢総数のそれと同様の傾向がある。貧困率も同様の傾向にある。現役世代の貧困を少なくなる施策として、低賃金労働者や無職世帯に居住する者を減らすための施策が有効である。
- ③ 子どもの貧困率を見ると、年齢総数の者よりも大きく、我が国も若干高めに位置している。子どものいる世帯のタイプ別に見ると、ひとり親で無業の世帯ほど貧困率が高い。税や社会保障による貧困減少機能がこの世帯に対しても働いているが、我が国の場合その程度が諸外国に比べて小さい。
- ④ 高齢者の所得水準は現役世代と比べて遜色のない水準（70～90%）にあり、我が国の場合80%程度で安定している。高齢期の所得格差に影響を与えるものとして、家族形態や所得源としての社会保障や財産所得がある。こうしたことを念頭に置いて高齢者のジニ係数を見ると、OECD加盟国全体では、年齢総数と比べて小さい。ただし、我が国は反対の結果が得られた。

我が国の所得格差は拡大傾向にあるが、OECD加盟国の中では中位にあり、突出して我が国の所得格差が大きいとはいえないことが確認された（ただし、G7諸国限定では高い水準にある）。また、高齢者の所得格差についても、我が国はOECD加盟国の中では特有の位置にあることも明らかになった。そして、子どもの貧困率については、①その所属する世帯により大きく異なること、②税や社会保障による貧困減少機能が諸外国よりも大きくなっていることも明らかになった²⁰。

所得格差におけるOECD諸国の状況と共に我が国的位置がこれほど詳細に明らかになつたことは、所得格差について精密な議論を行うための環境が一つ整つたものであると言える。高齢者の所得格差については、これが現役世代よりも大きくなるのは当然であるとい

²⁰ 今回の分析では、同じOECD加盟国である韓国は分析に含まれなかった。我が国の所得格差については、アングロ・サクソン諸国や南欧諸国と類似の様相を呈しているが、アジア独自の背景があるのか、といった点を明らかにするには日本のデータだけでは困難な面があるものと思われる。

う見方をする場合がある。しかし、今回の報告書はこの「当たり前」のことを否定する結果が示された。報告書にもあるように、高齢者の所得格差には家族構成、社会保障給付の役割等が大きく関係しており、これらの状況の違いを分析することで、高齢者の所得格差がなぜ生じるかを明らかにする手がかりを得ることができる。また、我が国をはじめ、OECD 加盟国では少子・高齢化が進展しており、今後もその傾向が続くが、それでも人口の多くは現役世代で占められる。そういった意味では彼らの間における所得格差の状況やその背景等を明らかにすることが重要になる。その成果はどのような政策を取ることが所得格差の是正（過度な貧富の差の是正）に有効であるかを明らかにすることにもつながるものと思われる。また、我が国をはじめ、社会保険方式で公的年金を運営している国々では、現役時代の所得（保険料）水準が年金受給額に反映される。このことは、最低保障年金の存在を考慮しても、現役時代の所得格差が高齢期にも反映されることになる。そうした意味では、高齢者の所得格差の今後を見通し、将来の高齢世代にどのような所得保障政策を行うことが有効であるかを明らかにすることを目的とすることでも、現役世代の所得格差に着目することは有効であるといえよう。

また、少子化が進行する中、次世代の育成が大きな政策課題となっている。それは、保健・医療、福祉サービスだけでなく、経済的な支援（所得保障、就業支援等）も重要な柱であるといえよう。特に、離婚等の増加により、ひとり親世帯、特に母子世帯が増加している中、彼らの経済力が他の世帯に比べて低いことは各種の統計や白書において指摘されている。今回の研究では、我が国では彼らの間での貧困率が高く、税や社会保障の効果も諸外国よりも小さいことが、他の OECD 加盟国との比較で明らかになった²¹。これに対して、我が国では、児童扶養手当制度の見直し、就業支援等が進められつつあり、これらの施策が効果を発揮することが期待される。

そして、高齢者に対する所得保障、雇用対策等の方向性は 2001 年 12 月に改訂版が閣議決定された「高齢社会対策大綱」で明らかにされており、現在その方針に沿った形で施策が進められている。一方、若年層については、2003 年 12 月に「青少年育成施策大綱」が改訂され、2004 年 6 月には「少子化社会対策大綱」が策定された。これらの大綱の中には、若年層の自立に関する施策の方向性が盛り込まれている。様々な人々に対する異なった性格の施策を実施することで、それぞれの施策が持つ直接の目的とともに、所得格差の過度な拡大を抑えることができるものと考えられる。こうした施策が効果を発揮することを期待するとともに、有効な施策の立案につながるような研究を進めていくことが重要ではないかと思われる。

（資料）

- 1) 橋木俊詔（1998 年）,『日本の経済格差』,岩波書店.

²¹ 厚生労働省は 2004 年、「母子世帯白書」をはじめて作成し、母子世帯の経済状態を分析している。内閣府では、2004 年 11 月末に「少子化社会白書」をはじめて公表し、同様の分析を行っている。

- 2) OECD(2004)," Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s".
- 3) 太田清 (2000 年),「国際比較からみた日本の所得格差」『日本労働研究雑誌』480 号, pp.33-40.
- 4) 白波瀬佐和子 (2002 年),「日本の所得格差と高齢者世帯—国際比較の観点から」,『日本労働研究雑誌』,第 44 卷 500 号 pp.72-85.
- 5) 清家篤・山田篤裕 (2004 年),『高齢者就業の経済学』,日本経済新聞社.
- 6) 船岡史雄 (2001 年),「日本の所得格差についての検討」,『経済研究』,第 52 卷 2 号, pp. 117-131.
- 7) 経済企画庁経済研究所 (1998 年),「日本の所得格差—国際比較の視点から—」(経済分析 政策研究視点シリーズ 11),経済企画庁経済研究所.
- 8) Sawyer (1976), "Income distribution in OECD countries", OECD Economic Outlook, Occasional Studies, Paris.
- 9) OECD (1996) " Income Distribution in OECD Countries" .
- 10) A.B.Atkinson(1995)," Incomes and the welfare state" , Cambridge univ. press.
- 11) OECD (2001) " Ageing and Income" .
- 12) 山田篤裕 (2002 年),「引退期所得格差の OECD9 力国における動向、1985-95 年—社会保障資源配分の変化および高齢化, 世帯・所得構成変化の影響—」,『季刊社会保障研究』,第 38 卷 3 号 pp.212-228.
- 13) 河野稠果 (1987 年),「人口高齢化における子供と老人の幸福」,『人口問題研究』, 第 184 号,pp.1-18.
- 14) 高山憲之・有田富美子 (1996 年),『貯蓄と資産形成』(一橋大学経済研究叢書),岩波書店.
- 15) 山田篤裕 (2003 年),「高齢期における貧困・貧困度—2001 年—」「日本の所得格差の趨勢と現状—国際比較の観点から—」,『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』(平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)) .
- 16) 厚生省 (2000 年),『平成 12 年版厚生白書』,ぎょうせい.
- 17) 小島克久 (2001 年),「高齢者の所得格差」,『人口学研究』,第 29 号,pp.43-52.
- 18) 内閣府 (2002 年),『平成 14 年版高齢社会白書』,財務省印刷局.
- 19) 小島克久 (2003 年),「高齢者の健康状態と所得格差」,『人口学研究』,第 33 号,pp.85-96.
- 20) A.F. Shorrocks (1982), "Inequality decomposition by factor components", *Econometrica*, Vol.50, No. 1, p.195 and p.216.
- 21) U.S. Department of Commerce(1993)," Standardization and Decomposition of Rates: A User' s Manual" , Current Population Reports, P23-186.
- 22) UNICEF(2005)," Child Poverty in Rich Countries" , Innocenti Report Cards, 6.

(図表編)

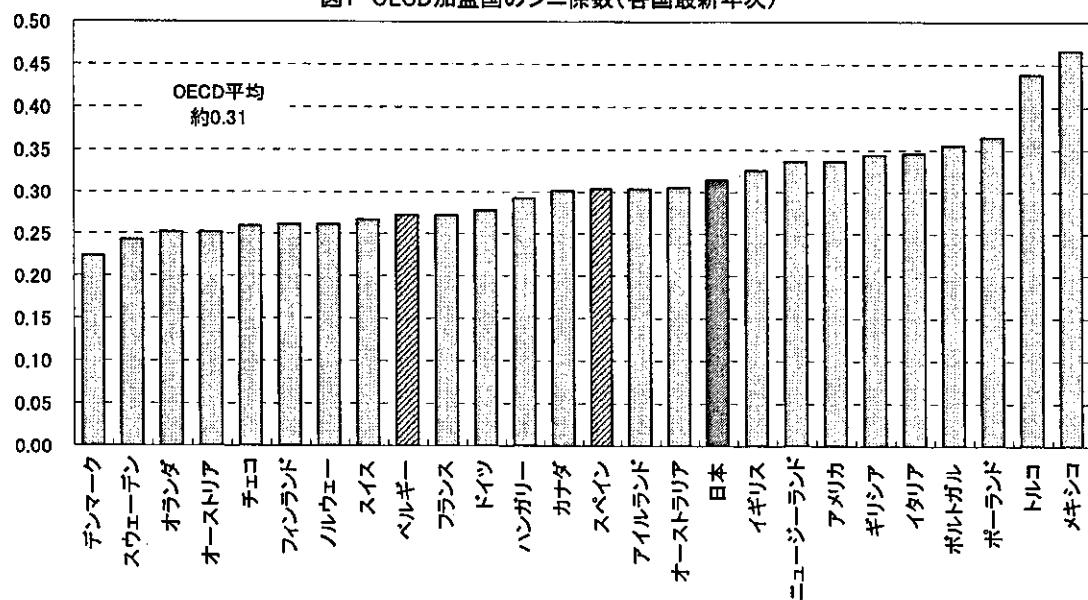
表1 使用された調査

国	調査	国	調査
オーストラリア	Household Expenditure Survey	アイルランド	Survey of Income Distribution Living in Ireland Survey
オーストリア	Micro census	イタリア	Bank of Italy Survey of Household Income and Wealth
ベルギー		日本	厚生労働省「国民生活基礎調査」
カナダ	Survey of Consumer Finance Survey of Labour and Income Dynamics	メキシコ	Survey of Household Income and Expenditure
チエコ	Microcensus The social situation of households survey	オランダ	Income Panel Survey
デンマーク	The Danish Law Model System	ニュージーランド	Household Economic Survey
フィンランド	Household Budget Survey Finish Income Distribution Survey	ノルウェー	The Income Distribution Survey
フランス	Family Budget Survey	ポーランド	Consortium for Household Economic Research Panel
ドイツ	Socio-Economic Panel	ポルトガル	Household Budget Survey
ギリシア	Household Budget Survey	スペイン	Continuous survey of household budget
ハンガリー	Hungarian Household Panel Household Monitor Survey	スウェーデン	Income Distribution Survey
		スイス	Income and Consumption Survey
		トルコ	Household Income and Consumption Survey
		イギリス	Family Expenditure Survey
		アメリカ	Current Population Survey

資料:OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注:ベルギーについては記載なし

図1 OECD加盟国のジニ係数(各国最新年次)



資料:OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注:ベルギーとスペイン以外は2000年頃の数値。

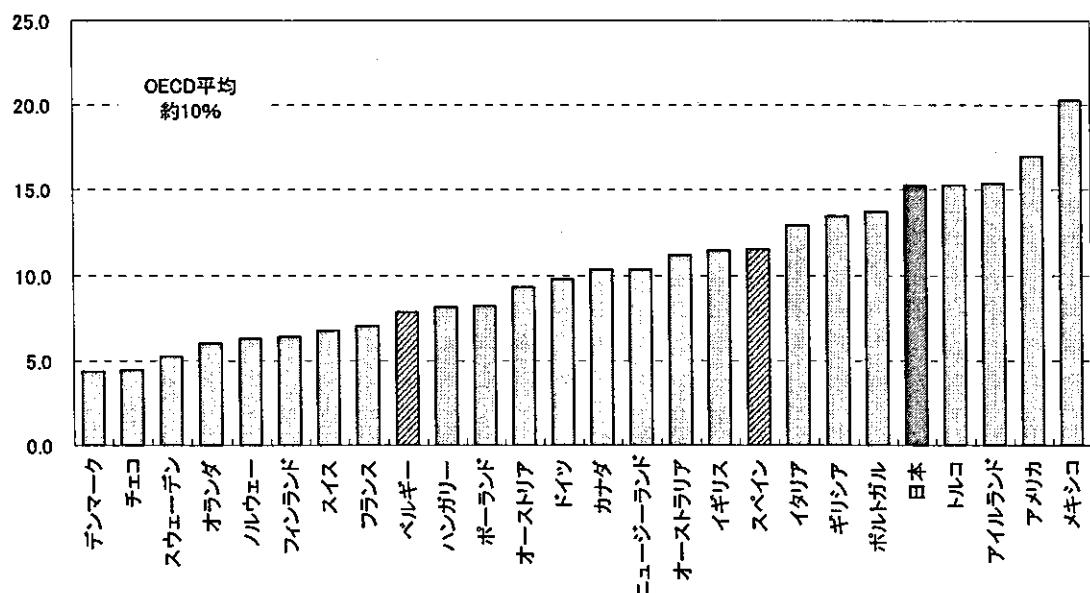
表2 OECD諸国におけるジニ係数変化の動向

	縮小			ほとんど変化なし	拡大		
	著しい縮小	相当な縮小	わずかな縮小		わずかな拡大	相当な拡大	著しい拡大
1970年代半ば から1980年代	ギリシア フィンランド スウェーデン	スペイン オーストラリア デンマーク	カナダ オーストリア カナダ フランス ギリシア アイルランド アメリカ		オランダ ベルギー ドイツ 日本 スウェーデン	アメリカ チエコ フィンランド ハンガリー オランダ ノルウェー ポルトガル イギリス	イギリス イタリア メキシコ ニュージーランド トルコ
1980年代半ば から1990年代							
1990年代半ば から2000年頃	メキシコ トルコ	フランス アイルランド	オーストリア チエコ ドイツ ハンガリー イタリア オランダ ニュージーランド ポルトガル アメリカ		オーストリア カナダ デンマーク ギリシア 日本 ノルウェー ポーランド イギリス		フィンランド スウェーデン

資料:OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注:縮小および拡大の程度の区分はそれぞれの年次間のジニ係数の変化を基準にして、以下のように分類。著しい縮小(拡大)はジニ係数12%超の変化、相当な縮小(拡大)は7~12%の変化、わずかな縮小(拡大)は2~7%の変化、ほとんど変化なしは2%以内の変化。それぞれの年次間でジニ係数の数値がある国での変化。

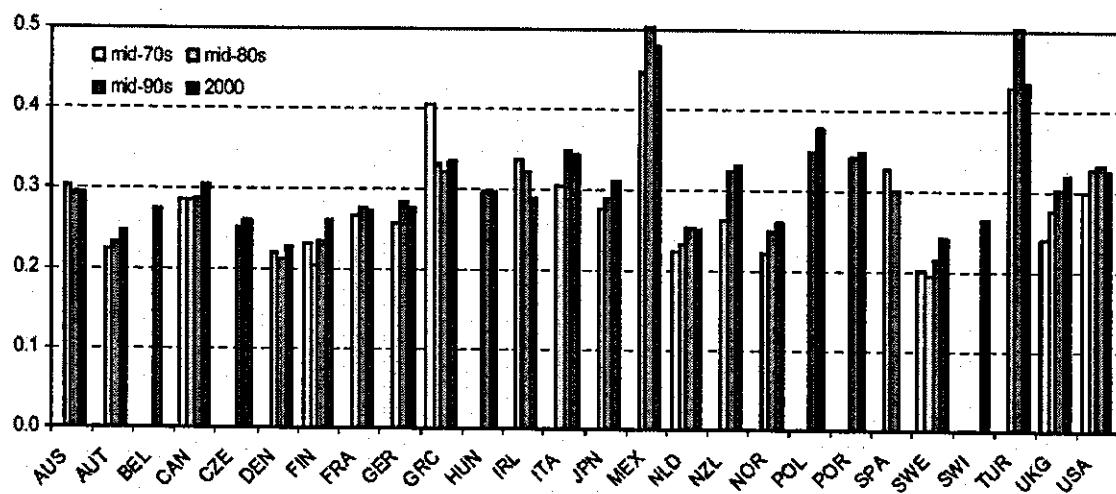
図2 OECD加盟国の貧困率(各国最新年次の可処分所得中央値50%を基準)



資料:OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注:ベルギーとスペイン以外は2000年頃の数値。

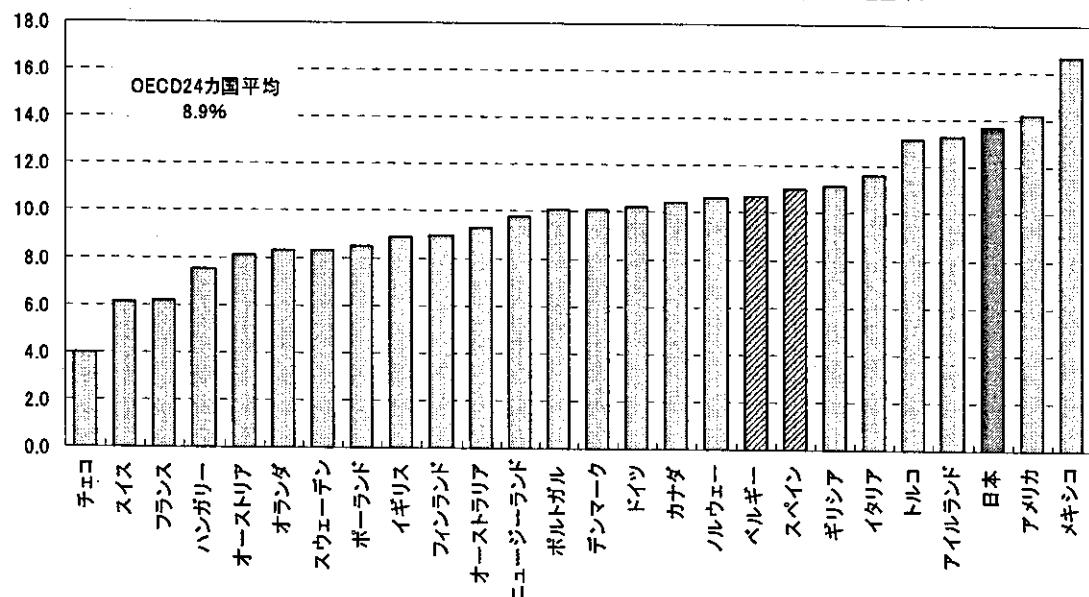
図3 現役世代（18～64歳）のジニ係数



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

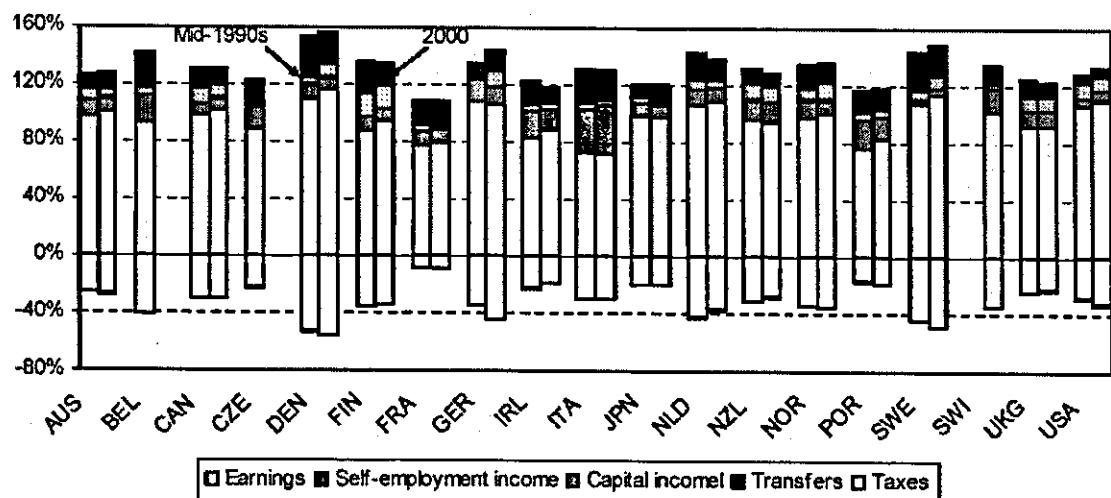
注：国の記号は以下の通り、AUS:オーストラリア、AUT:オーストリア、BEL:ベルギー、CAN:カナダ、CZE:チェコ、DEN:デンマーク、FIN:フィンランド、FRA:フランス、GER:ドイツ、GRC:ギリシア、HUN:ハンガリー、IRL:アイルランド、ITA:イタリア、JPN:日本、MEX:メキシコ、NLD:オランダ、NZL:ニュージーランド、NOR:ノルウェー、POL:ポーランド、POR:ポルトガル、SPA:スペイン、SWE:スウェーデン、SWI:スイス、TUR:トルコ、UKG:イギリス、USA:アメリカ。ドイツは、旧西ドイツ。

図4 OECD加盟国の貧困率(18-64歳、各國最新年次の可処分所得中央値50%を基準)



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"
注：ベルギーとスペイン以外は2000年頃の数値。平均はこれらの国を除いたもの。

図5 現役世代の所得等の種類別構成比（可処分所得=100%）

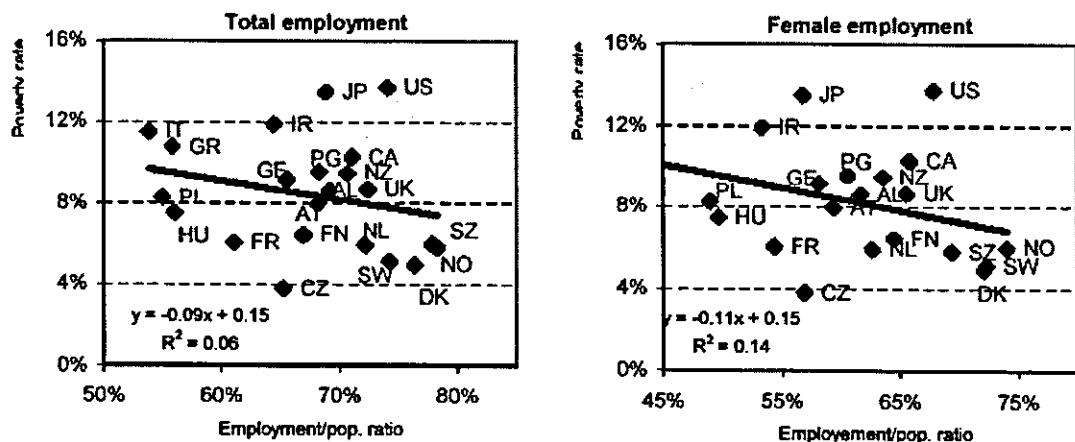


資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

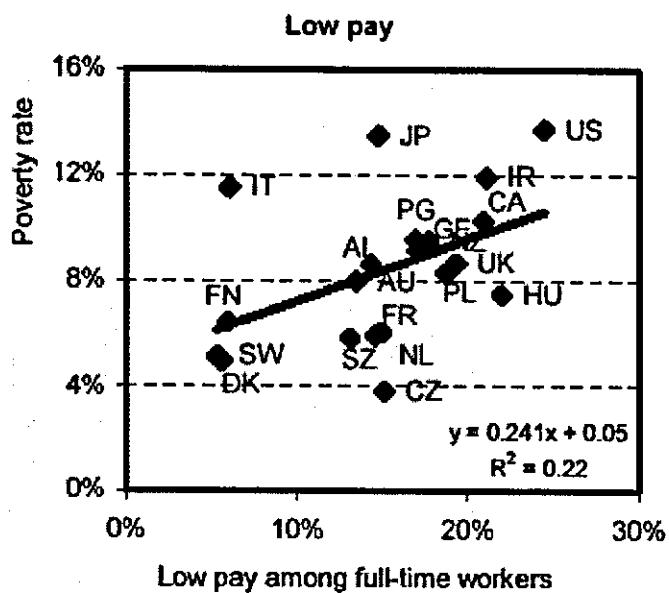
注：国の記号は図3と同じ。

図6 現役世代の貧困率と就労に関する指標との関係

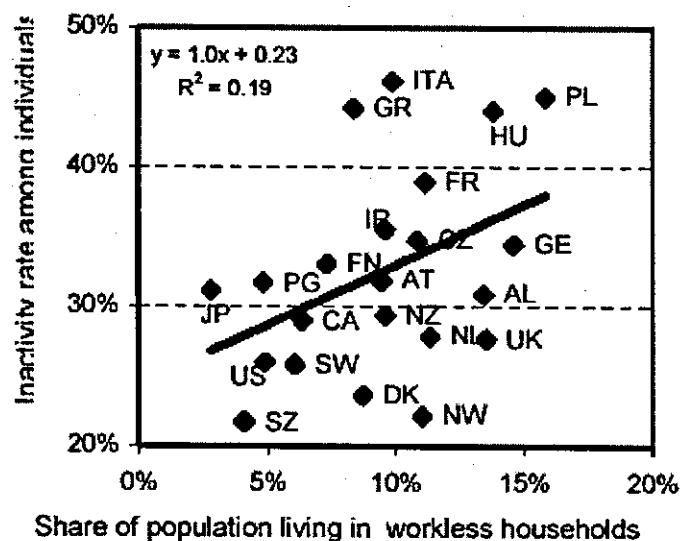
(1) 労働力率との関係



(2) 低賃金労働者の割合との関係



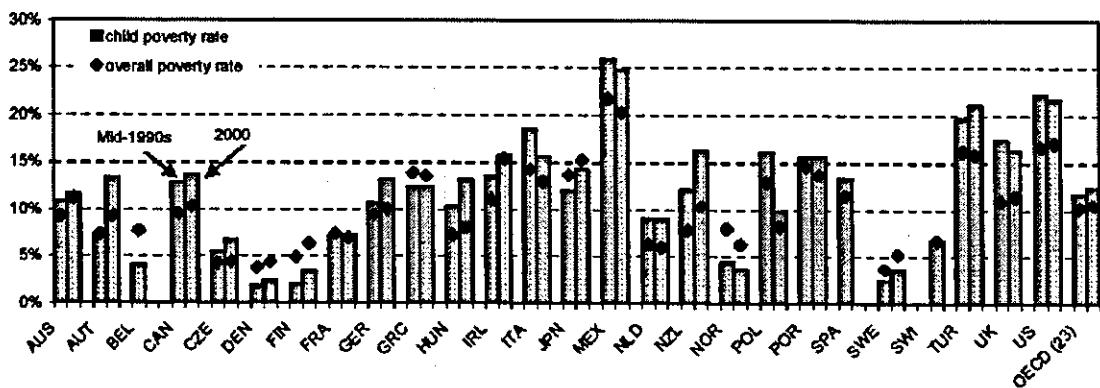
(3) 無職世帯に住む者の割合との関係



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：ここでいう労働力率とは18～64歳の労働力人口の当該人口に占める割合のことである。低賃金労働者とは、正規雇用の労働者のうち、その賃金が当該労働者の平均賃金の3分の2を下回るものをいう。

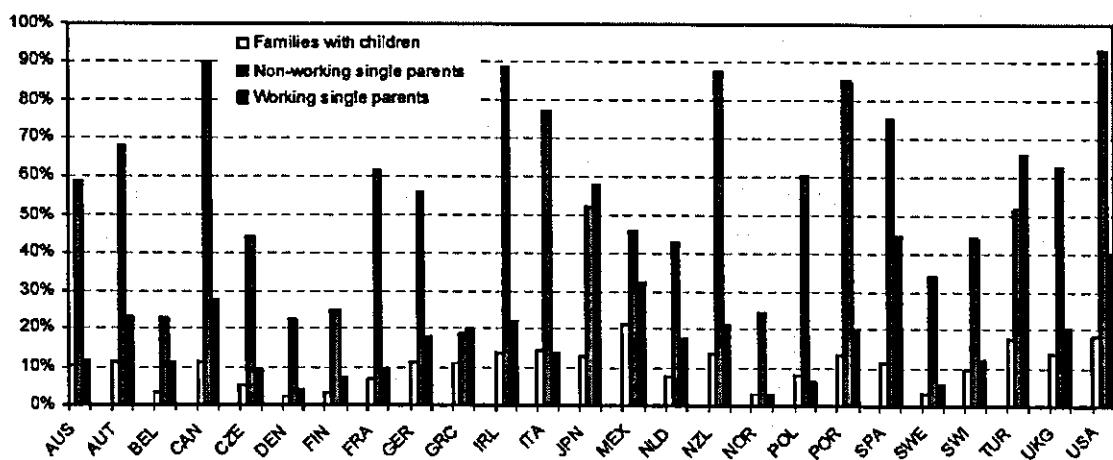
図7 子ども（18歳未満）の貧困率



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図3と同じ。

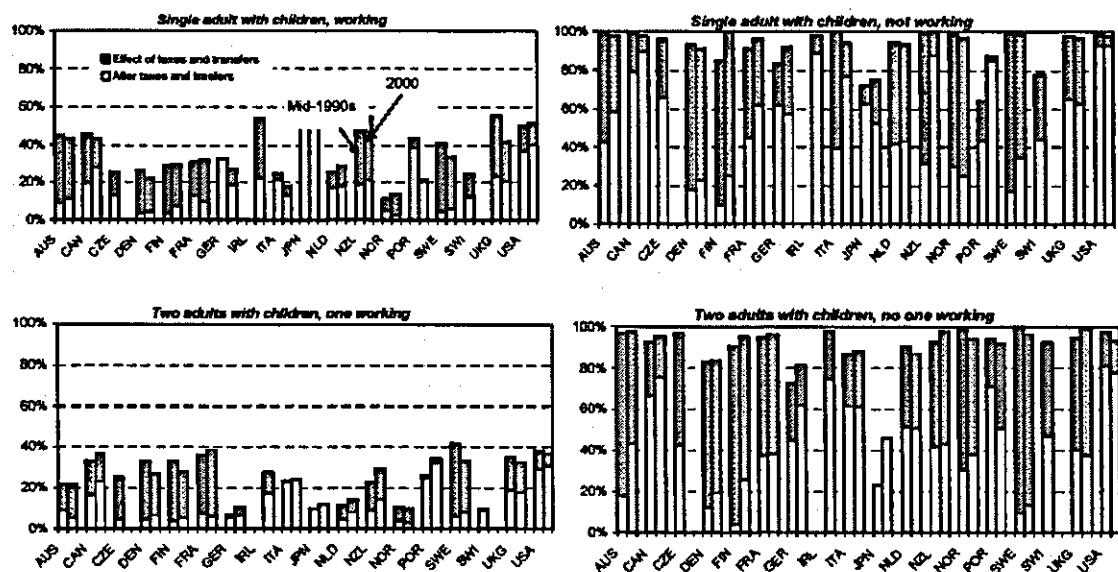
図8 ひとり親世帯に住む子ども（18歳未満）の貧困率



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図3と同じ。ベルギーとスペインは1995年のデータ。

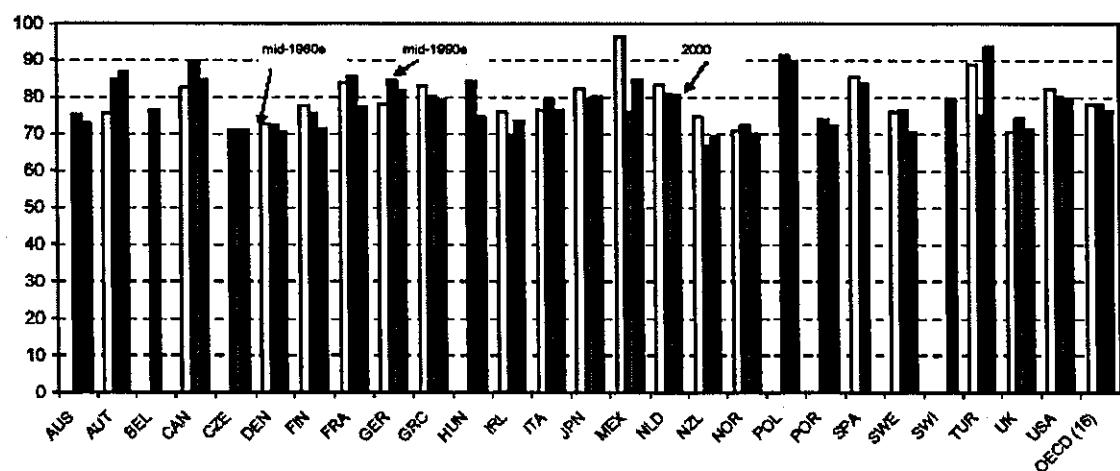
図9 ひとり親世帯における税と社会保障が貧困率に与える効果



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図3と同じ。

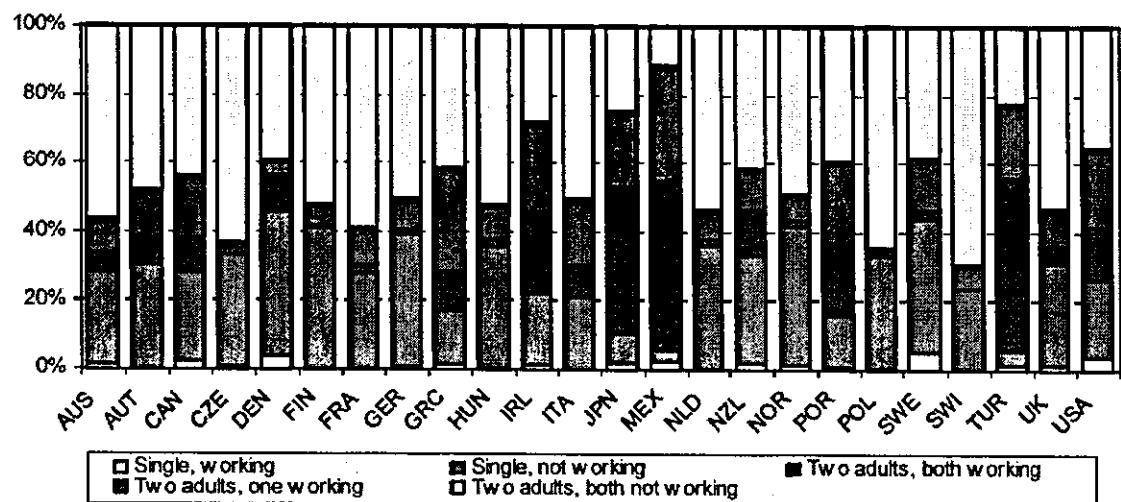
図10 高齢者の所得水準（51～64歳の所得に対する割合）



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図3と同じ。

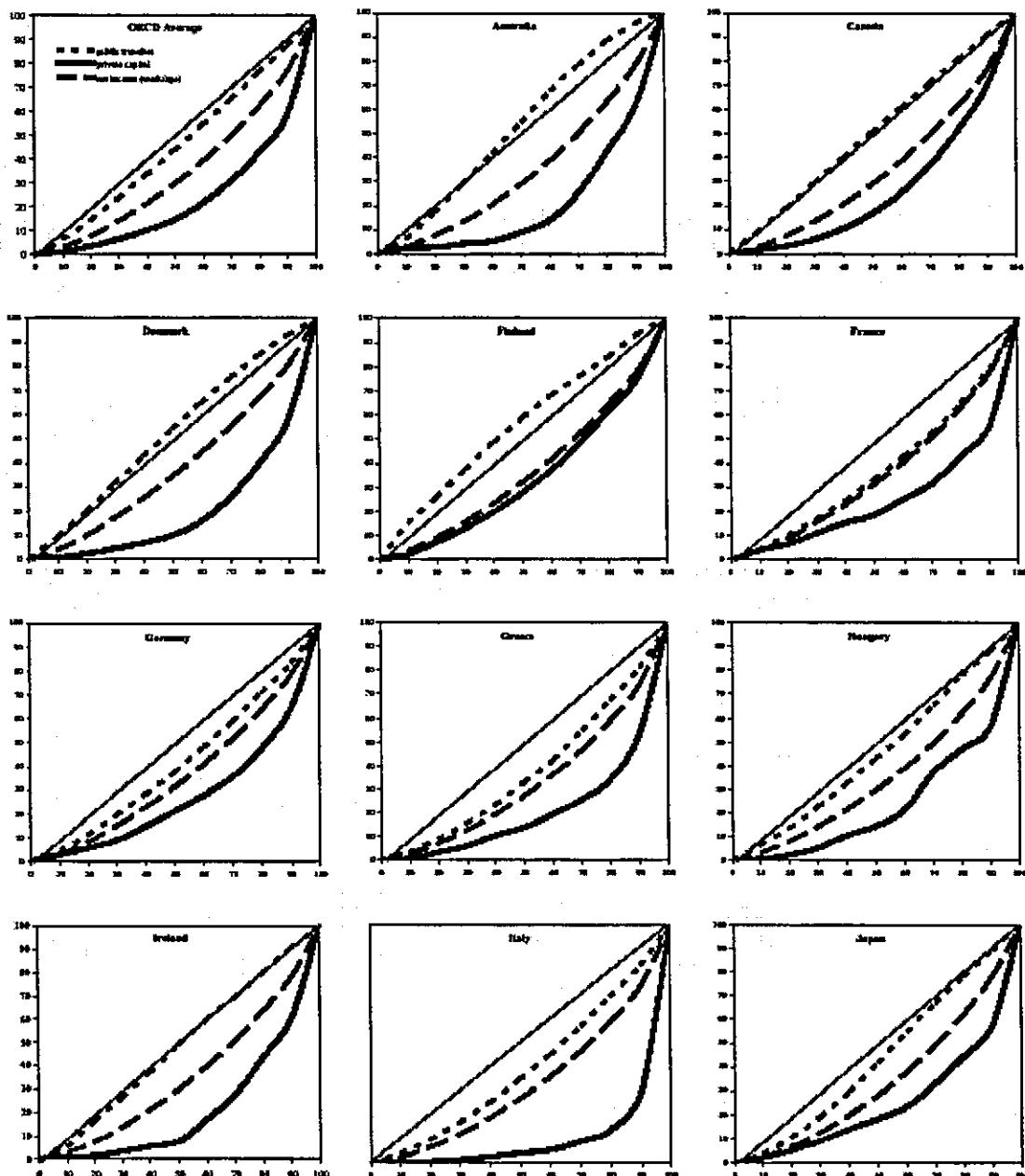
図 11 高齢者世帯（世帯主年齢 65 歳以上）の家族構成（2000 年頃）



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図 3 と同じ。

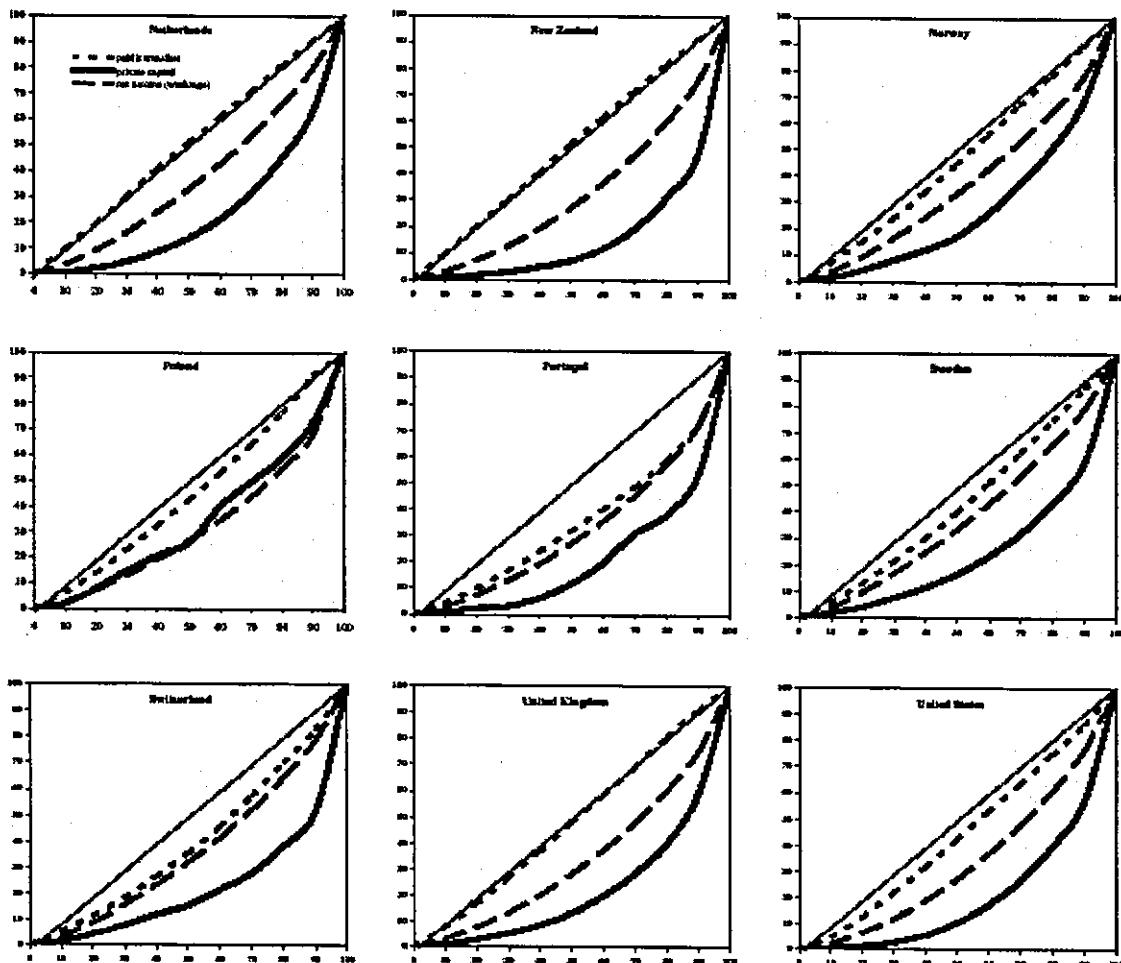
図 12 高齢者の所得の種類別ロレンツ曲線



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図 3 と同じ。

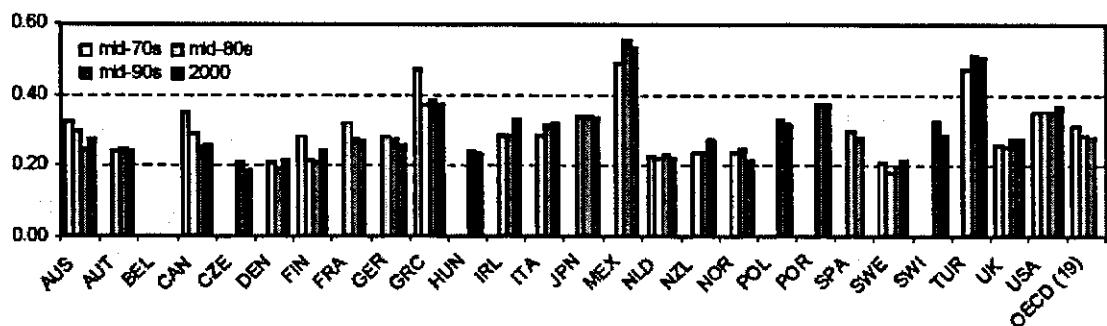
図 12 高齢者の所得の種類別ロレンツ曲線（続き）



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図 3と同じ。

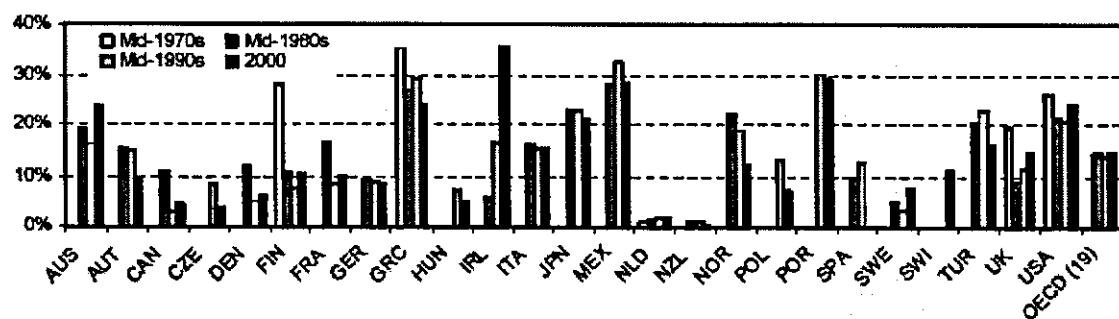
図 13 高齢者のジニ係数



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図 3 と同じ。

図 14 高齢者の貧困率



資料：OECD "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s"

注：国の記号は図 3 と同じ。

4. 資産格差の国際比較 —ルクセンブルク所得研究における検討状況—

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所 小島 克久
社会保障応用分析研究部第3室長

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 16 年度報告書

資産格差の国際比較—ルクセンブルク所得研究における検討状況—

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

高度経済成長により国民の生活水準が向上し結果、我が国は所得等の経済格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。これを反映してか、内閣府「国民生活に関する世論調査」において自分の生活程度を「中の中」と評価する者が、1958 年の 37.0%から 1973 年には 61.3%へと大幅に増加した。ところが、直近の調査を見ると「中の中」と評価する者の割合が減少し（2002 年の 56.1%から 2004 年の 52.8%）、「中の下」と評価する者が増加している（2002 年の 24.0%から 2004 年の 27.1%）。このことは、我が国の経済格差が拡大していること反映しているものと思われる。経済格差のうち所得格差については、近年、橋木（1998）をはじめ、多くの研究や議論が行われてきている。そして、我が国を含む所得格差の国際比較研究も、OECD（1996）の他、白波瀬（2002）や OECD（2004）等で行われている¹。これらの研究は、各国が保有する、またはルクセンブルク所得研究（以下、LIS）に各国から提供された個票データを活用することで可能になっている。これにより、所得の定義の統一が可能になり、より正確な所得格差の国際比較が可能になっている。ところが、経済格差の別の大きな柱である資産格差について見ると、個々の国や特定の種類の資産を対象とした研究については、多くの蓄積があるが、上記のような形での国際比較研究はあまり行われていない²。その背景として、資産統計について、資産の定義等を統一し、国際比較を個票のレベルで行うことができるような枠組みが整っていないためである。

そのような中、LIS では、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003 年から必要な検討を進めてきた。現在、参加国の確定（我が国は参加していない）、参加各国から提供されることが予定される資産統計の調査項目の整理等の検討が進められている。本論文では、この LWS における資産調査の検討結果の概観し、資産格差の国際比較の可能性について考

¹ OECD（1996）の日本データは、経済企画庁経済研究所が、総務省統計局「全国消費実態調査」の個票データを再集計したものを探出している（詳細は経済企画庁経済研究所（1998）参照）。OECD（2004）の日本データは、平成 14～15 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究』及び平成 11 年度厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）『活力ある豊かな高齢社会構築のための方策に関する研究』において行われた、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果が引用されている。我が国の再集計結果については、金子・小島・山田（2004）を参照。

² 太田（2003）参照。

察する。あわせて、もしも我が国がこれに参加した場合、各国の資産統計との共通点や相違点はどこにあるのかについて明らかにする。これにより、我が国を含めた形で資産格差の国際比較研究を行う際に留意すべき点について明らかにする。

2. ルクセンブルク資産研究(LWS)について

LIS は、ルクセンブルク政府と人口・貧困と政策研究センターの後援の下で行われている研究プロジェクトであり、主な国や地域の所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。欧米諸国を中心に 25 の国や地域が参加（所得データ等を提供）している。我が国は参加しておらず、アジアからは台湾が参加している。LWS は LIS で行われている所得格差研究とは別の研究グループであり、カナダ、キプロス、ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカの 6 力国が参加している（2004 年 12 月現在）。現在、これらの参加国から提供が予定される資産統計の調査項目等の整理等が進められており、研究報告の公表は 2006 年を目指しているところである。参加国（機関）と提供が予定されているデータ等は表の通りである。これを見ると、参加国は政府の中央統計局（カナダ）や中央銀行（イタリア）がある一方で、大学等の研究機関も見られ、ドイツやイギリスは複数の機関が参加している。また、調査も資産の把握を目的とした調査がある一方で、高齢者の対象としたパネル調査があり、多様な構成となっている。調査に対して、それぞれ略称が付けられており、本論文ではこれを用いることとする（表 1）。

既に述べたように、資産格差の国際比較研究を包括的に行うには、資産の定義（負債を含むか否か）、資産を構成する項目（金融資産、実物資産等）の定義等を統一する必要がある。また、資産調査の単位（個人単位か世帯単位か）、調査の方法（世帯調査か税務統計の活用か）等の違いも重要である。これまでの資産格差の国際比較研究では、公表資料を活用して、可能な限り資産の定義を統一する等の工夫を行ってきたものもある。しかし、上記の資産の定義等の統一といった問題を解決する最も良い方法は、個票を用いて必要なデータの整備をすることである。LWS では、表 1 で挙げた調査について、金融資産、非金融資産、負債の別に調査項目の違いを検討し、その結果をまとめている。ここでは、その結果から見た各国間の相違等を見ていくことにする。あわせて、仮に我が国が LWS に参加し、これらの調査項目の整理の基準に合わせた場合、各国の資産統計どの程度の相違が現れるのかについても検討する。なお、我が国の資産統計として、総務省統計局「全国消費実態調査」、同「家計調査（貯蓄・負債編）」、厚生労働省「国民生活基礎調査（貯蓄票）」³を用いて検討を行うこととする。

³ 総務省統計局「家計調査（貯蓄・負債編）」は、2001 年までは総務省統計局「貯蓄動向調査」として行われていた調査が、2002 年から「家計調査」に統合されたものである。総務省統計局「全国消費実態調査」は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地等の家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布等を明らかにすることを目的とした調査である。厚生労働省「国民生活基礎調査」は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。毎年、世帯と所得に関する調査が行われているが、3 年に 1 度、貯蓄、健康に関する調査票を加えた大規模な調

3. 資産統計の調査項目の比較—LWSによる検討結果から—

(1) 調査の周期性等

調査において最も基本的な事柄である、調査の周期性（定期的に行うか否か、何年おきに行うか）、サンプル数、調査の客体（誰に対して調査を行うのか）について、表2のようにまとめた。これより、調査の周期性について見ると、カナダのSFSを除いた全ての調査が定期的に行われている。しかし、調査の周期は「毎年」が2つ（ドイツ・SOEP、イギリス・BHPS）であり、「2年おき」も2つ（イタリア・SHIW、イギリス・ELSA）である。また、「おおむね3年おき」が3つ（キプロス・CSCF、ドイツ・ICS、アメリカ・SCF）となっている。厳密に言えば、定期的に行われている調査は6年で同じ調査年次がそろうことになる。しかし、1990年代前半という幅を持たせれば、全ての調査がいずれかの年に実施されていることが期待される。よって、同じ時期の調査をそろえるという目標はおおむね達成しているといえる。我が国の調査についてみると、「家計調査（貯蓄・負債編）」のように毎月実施されており、報告書は年次（年度）ベースでも作成されているので、毎年のデータが得られる。その一方で、「全国消費実態調査」は5年おきであり、「国民生活基礎調査（貯蓄票）」は3年おきとなっている。もし、我が国の資産統計をLWSに合わせて分析する場合、1990年代前半といった5年の幅であれば、いずれの調査でも対応可能である。しかし、2年おき、3年おきという調査が多いことから考えると、「国民生活基礎調査（貯蓄票）」が各国の統計の調査年に近い年次の調査を探しやすいということができる。

次に、調査の客体（対象）についてみると、イギリス・ELSAを除いた全ての調査が世帯を調査客体としている。我が国の調査も3つとも世帯を調査の客体としており、この点は共通している。そして、サンプル数を見ると、最小はキプロス・CSCFの1,097世帯であり、最大はドイツ・ICFの50,000世帯である。よって、サンプル数には大きな格差があることが分かり、分析結果の解釈において留意する必要があるものと思われる。我が国の調査についてみると、「家計調査（貯蓄・負債編）」が約8,000世帯とイタリア・SHIWと同程度の規模であるが、「家計調査（貯蓄・負債編）」は2人以上の世帯を調査の客体としており⁴、単独世帯が調査されていないので、分析結果に注意する必要がある。「全国消費実態調査」と「国民生活基礎調査（貯蓄票）」はそれぞれ、約60,000世帯、約40,000世帯となっており、上記のドイツ・ICFと同程度の規模である。サンプル数の面ではこれらの調査が資産格差の国内での分析はもとより、国際比較研究においても優れているといえる（表2）。

査も行われており、貯蓄票はその3年に1回のペースで所得票とあわせて調査が行われるものである。なお、厚生労働省「所得再分配調査」では、資産そのものに関する調査は、現在は行われていない。

⁴ 「家計調査（家計収支編）」は2002年から、単独世帯（1995年からは「単身世帯収支調査」で調査）、農家世帯を対象に含めて調査を行っている。